

市役所24-2111

8月の相談

カッコ内は会場です。予約制以外は直接会場へお出かけください。

市民法律相談(市民課第1相談室)

▶6日(金)、12日(木)、19日(木)の午後1時30分~4時30分

※予約制→市民課(内線120)へ

交通事故相談(市民課第2相談室)

▶13日(金)の午前10時~午後3時

※予約制→市民課(内線120)へ

結婚相談(本町二番館)

▶5日(木)、19日(木)の午後1時30分~4時

教育相談(図書館2階読書会室)

▶11日(水)、18日(水)、25日(水)の午前9時~午後4時30分

▶問い合わせ…教育センター相談室(☎24-8888)へ。随時の相談も受け付けます。

あらかじめ電話でご予約ください。

精神保健相談(視聴覚センター)

▶18日(水)の午後1時~2時30分

▶内容…心の悩み、お年寄りの異常行動など

▶相談員…坂井医師(新津信愛病院)ほか

※予約制→保健課(内線131)へ

内職相談(商工会議所)

▶17日(火)の午前10時~午後3時

厚生年金相談(商工会議所)

▶2日(月)、18日(水)の午前10時~午後3時

人権・行政相談(本町二番館)

▶27日(金)の午後1時30分~3時30分

このため、受給者証の更新手続きが必要になります。お早めに手続きが受けられるようになります。

健サービスをわかりやすくお知らせ

に手書きを済ませてください。

□手続期間 7月30日(金)まで

□持参するもの 医療保険証、

受給者証、印鑑

また、8月一日から重度心身障害者医療費助成制度の対象者

を身体障害者手帳三級保有者ま

で拡げます。新たに対象となる

方は手続きをしてください。

□手続窗口

乳児医療費助成・保健課給付

係①番窓口(内線1-39)

福祉事務所(内線2-3-3)

点字の母子保健マニコ

アルを貸し出します

視覚障害のある方に、母子保

所窓口に申請する手続きが必要

になつてきました。今回の改正

に伴つて、医療機関の窓口で一

部負担金のみを支払うだけで助

成が受けられるようになります。

このため、受給者証の更新手

続きが必要になります。

お早めに手続きが受けられるようになります。

このため、受給者証の更新手

続きが必要になります。

お早めに手続きが受けられるようになります。